

日本胆道学会認定指導医制度規則

第1章 総則

第1条（目的）

日本胆道学会(以下本会)は、胆道疾患診療に関する総合的知識および専門的技量を有する優れた指導的医師を認定し、社会への啓発や情報提供および若手医師の指導にあたらせ、もって胆道疾患診療の向上を図り国民の福祉に貢献することを目的に、本会認定指導医制度を設ける。

第2条（業務）

本会は、前条の目的を達成するために学会認定資格制度審議委員会(以下審議会)を設け、指導医・名誉指導医の資格認定および指導医養成施設の認定審査業務を行う。

2. 審議会の中に次の委員会をおく。

- (1) 指導医・名誉指導医認定委員会
- (2) 施設認定委員会

第3条（指導医像）

本会認定指導医(以下指導医)は、胆道疾患の病態を系統的に理解し、その診療において適正な医療を実践および指導できるとともに、チーム医療および病診・病病の連携診療を過不足なく遂行する能力を備える。また、先進的高度医療や特殊医療にも通じ、学術的共同研究に積極的に参加できる医師であることを要する。

2. 指導医に次のカテゴリーを設ける。

- (1) 内視鏡診断治療
- (2) 経皮経肝的診断治療
- (3) 癌薬物治療
- (4) 胆石・良性疾患外科治療
- (5) 癌外科治療
- (6) 放射線診断
- (7) 癌放射線治療
- (8) 病理診断

第2章 指導医

第4条（指導医の認定条件）

指導医を申請する者は、次の条件をすべて満たすことを要する。

- (1) 日本国の医師免許証を取得してから10年以上経過し、医師としての人格および見識を備えていること。

- (2) 胆道疾患診療に関する豊富な学識と経験を有すること。
- (3) 申請する年の6月30日を基準として、継続5年間以上本会の会員であること。
- (4) 会員として本会が主催する学術集会に5年以内に2回以上の出席があること。
- (5) 別に定める細則による資格を満たすこと。
- (6) 申請時において学会が認定する以下の専門医のいずれかの資格を有すること: 消化器病専門医、消化器内視鏡専門医、消化器外科専門医、放射線診断専門医、放射線治療専門医、小児外科専門医、小児科専門医、病理専門医
- (7) 申請時において年会費を完納していること。
- (8) 申請時において常勤であること。

第5条（指導医の申請）

指導医の認定を申請する者は、次の書類（A4）（正本、および副本（コピー）2部）を審議会に提出する。

- (1) 指導医申請書
- (2) 履歴書（学歴は医学部卒業から、職歴は医師になってからの全てを記載）
- (3) 申請時に常勤として勤務している指導施設長の推薦書
- (4) 医師免許証（写）
- (5) 学会が認定する以下の専門医のいずれかの資格証明書（写）: 消化器病専門医、消化器内視鏡専門医、消化器外科専門医、放射線診断専門医、放射線治療専門医、小児外科専門医、小児科専門医、病理専門医
- (6) 学会出席証明証（ネームカード写）
- (7) 学会発表証明証（抄録の写）
- (8) 論文業績（写）
- (9) 診療実績一覧表

第6条（指導医認定の審査）

指導医認定の審査は、年1回の審議会における書類審査による。

第7条（指導医証の交付）

理事長は、審議会において指導医として認定された者に対して、理事会の議を経て指導医証を交付する。

第8条（認定指導医の認定期間）

指導医の認定期間は、認定日から5年とする。

第9条（指導医資格の喪失）

指導医は、次の理由により資格を喪失する。

- （1）指導医を辞退したとき。
- （2）指導医の更新を受けないとき。
- （3）本会の名誉指導医に認定されたとき。
- （4）認定施設に勤務しなくなったとき。（但し、認定施設に非常勤として勤務し、認定施設の施設長等により勤務実態が証明される場合、指導医資格は喪失しない。）
- （5）会員としての資格を喪失したとき。
- （6）その他、懲戒処分等の理由により学会活動を停止している期間中は、指導医の資格を停止するものとする。

第10条（指導医資格の取り消し）

理事長は、次の理由により審議会、理事会の議を経て指導医の資格を取り消すことができる。

- （1）申請書類に虚偽が認められたとき。
- （2）指導医として不適切な行為が認められたとき。
- （3）指導医資格を喪失したとき。

第3章 認定施設

第11条（認定施設）

指導医を申請する者は、原則として診療実績の過半数を占める施設を認定施設として同時に登録申請しなければならない。

2. 認定施設は、次の条件をすべて満たさなければならない。

- （1）消化器系病床を有すること。
- （2）指導医として活動するのに十分な診療体制がとれていること。
- （3）指導医が常勤していること。

3. 認定施設は、指導医が常勤として勤務しなくなった場合にその資格を失う。

4. 指導医は、登録した認定施設でのみ、指導医として活動することができる。

5. 指導医が別の施設に異動した場合は、新たな施設を認定施設として登録申請しなければならない。その場合の条件は、本条第1項および第2項を適用する。

第12条（認定施設の申請）

認定施設の登録申請を行う診療施設は、次の申請書類（正本、および副本（コピー）2部）を審議会に提出する。

- （1）認定施設認定申請書

- (2) 施設内容説明書
- (3) 指導医の勤務証明書

第 13 条（認定施設の認定方法）

認定施設の認定は、年1回の審議会における施設認定委員会の書類審査による。

第 14 条（認定施設証の交付）

理事長は、審議会において認定施設として認定された施設に対して、理事会の議を経て認定施設証を交付する。

第 15 条（認定施設の認定期間）

認定施設の認定期間は、認定日から5年とする。

第 16 条（認定施設の資格の喪失）

認定施設は、次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 第11条第2項に該当しなくなったとき。
- (2) 第11条第3項に該当するとき。
- (3) 正当な理由を付して認定施設の資格を辞退したとき。
- (4) 認定施設の更新を受けないとき。

第 17 条（認定施設の取り消し）

理事長は、次の理由により審議会、理事会の議を経て認定施設の資格を取り消すことができる。

- (1) 申請書類に虚偽が認められたとき。
- (2) 認定施設として不適当と認められたとき。

第 4 章 名誉指導医

第 18 条(名誉指導医像)

本会認定名誉指導医(以下名誉指導医)は、長年、指導医として胆道疾患の診療において適正な医療の実践と指導に従事するとともに、先進的高度医療や特殊医療に関する知識を十分に持ち、胆道疾患の診断と治療に関して適切な助言や指導をおこなう能力を有する医師であることを要する。

第 19 条 (名誉指導医の認定条件)

名誉指導医を申請する者は、次の条件をすべて満たすことを要する。

- (1) 指導医として胆道疾患の診療に従事し、指導医資格の更新を1回以上行っていること。
- (2) 申請時において年会費を完納していること。

第20条 (名誉指導医の申請)

名誉指導医の認定を申請する者は、次の書類 (A4) (正本、および副本(コピー) 2部) を審議会に提出する。

- (1) 名誉指導医申請書

第21条 (名誉指導医認定の審査)

名誉指導医認定の審査は、年1回の審議会における書類審査による。

第22条 (名誉指導医証の交付)

理事長は、審議会において名誉指導医として認定された者に対して、理事会の議を経て名誉指導医証を交付する。

第23条 (名誉指導医の認定期間)

名誉指導医は、終身有効の資格とする。

第5章 制度の運営

第24条 (審議会の運営)

審議会の運営に関しては、本会認定資格制度審議委員会内規による。

第25条 (公告)

本制度の運営に関する決定事項は、本会機関紙およびホームページによって会員に公告する。

第6章 補則

第26条 (委任)

本制度規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

附則

本規則は、平成23年1月1日から施行する。

平成23年 9月16日 一部改訂

平成24年 9月20日 一部改訂

平成26年 9月26日 一部改訂

平成 27 年 9 月 17 日 一部改訂
平成 29 年 9 月 28 日 一部改訂
平成 30 年 9 月 27 日 一部改訂
令和 元 年 10 月 3 日 一部改訂